

## 共同募金の配分による助成金に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県共同募金会新居浜市支会規程第3条第3号の定めによる共同募金の配分金（以下、「配分金」という。）の透明性、公平性の確保及び有効活用を図り、配分金助成団体の公益的、公共的活動を促進するため、愛媛県共同募金会新居浜市支会（以下、「支会」という。）の助成に関する申請、決定、及び交付等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 共同募金の配分金

愛媛県共同募金会が集めた募金を県内の支会に配分するもの

#### (2) 配分金の助成

支会が共同募金の配分金を財源として、福祉関係団体、ボランティア団体等の運営、事業等に助成金を交付すること

### (助成金交付対象団体)

第3条 助成金交付対象団体は、社会福祉の増進に寄与することを目的とした福祉関係団体、及び新居浜市ボランティア・市民活動センターに登録しているボランティア団体とする。

2 前項に規定する福祉関係団体は愛媛県共同募金会新居浜市支会支会長（以下、「支会長」という。）が別途定める基準により、また、ボランティア団体は公募により、それぞれ決定するものとする。

### (申請団体)

第4条 助成金交付対象団体のうち、助成金を申請することができる団体（以下、「申請団体」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員が10人以上で、3分の2以上の者が市内に在住していること
- (2) 活動拠点が市内にあり、市内において活動を行っていること
- (3) 営利を目的としない活動であること
- (4) 特定の政党の利益につながらない活動であること
- (5) 特定の宗教を支持したり、布教に関連する活動をしていないこと
- (6) 助成金が交付されないと、運営や事業の実施に支障が生じる財政状況であること
- (7) その他支会長が定める要件

(広報)

第5条 助成金の交付申請に関する手続等は、支会長が毎年度期間を定め、広報誌、ホームページへの掲載等により、市民、団体に周知するものとする。

(申請)

第6条 申請団体は、毎年度共同募金助成金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに支会長に申請しなければならない。なお、同一団体から複数の申請があった場合、当該事業の対象者・目的・手段・財源等において、明確かつ客観的な差異が認められないときは、同一事業とみなす。

- (1) 団体の定款、寄附行為、規則(規約)その他これらに準じる書類
- (2) 団体の構成員名簿(住所を記載したもの)
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の収支予算書及び前年度収支決算書
- (4) 団体の前年度事業報告書、団体が発行する冊子等(団体の活動状況がわかるもの)
- (5) その他支会長が必要と認める書類

(助成金額)

第7条 助成金の総額は、共同募金の実績及び配分金等により定められる予算の範囲内とする。

- 2 申請団体への助成金額は、前項に定める範囲内において決定する。

(助成対象経費)

第8条 助成対象経費は、団体、事業の目的を達成するために、直接関係する経費とする。

- 2 食糧費、交際費、慶弔費、積立金、備品購入費(原則として1件10万円以上のもの)、他の団体への負担金及び助成金、予備費等は助成対象外経費とする。

(助成期間)

第9条 同一団体へ助成金を交付する期間は、原則として3年とする。

(申請結果の通知及び公表)

第10条 支会長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて実施する実地調査等により、団体、事業の目的及び内容が適正であるかどうか、経費の算定に誤りがないかどうか等を調査し、当該団体等に対し助成金を交付すべきものかどうか決定する。

- 2 支会長は、前項に定める内容について申請団体に対し、助成金申請結果通知書(第2号様式)により通知する。

3 支会長は、助成金申請結果について団体、事業の名称及び内容等について、ホームページ等への掲載により公表するものとする。

(実績報告)

第11条 助成金交付団体は事業完了後、支会長が指定する期日までに実績報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 支会長は、団体の活動状況や事業の目的及び内容等により、実績報告書に記載する必要がないと認めるときは、その一部を省略させることができる。

(助成金の確定等)

第12条 支会長は、前条に定める実績報告書について、必要に応じて実地調査を行い、実績及び成果等が申請内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、助成金確定通知書（第4号様式）により当該団体に対し、通知するものとする。

2 助成金交付団体は、助成金確定通知書を受領した後、指定された期日までに助成金請求書（第5号様式）を提出しなければならない。

(是正のための指導)

第13条 支会長は、前条第1項に定める調査等の結果、実績及び成果等が申請内容に適合しないと認めるときは、運営や事業等について、これを適合させるために当該団体に対して指導等を行うことができる。

(助成金の交付時期)

第14条 助成金は、第12条の定めにより確定した額を請求に基づき交付するものとする。ただし、助成金の交付の目的を達成するために特に必要があると支会長が認めるときは、当該事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第15条 支会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) 前2号のほか、助成金の交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき

2 前項の定めは、交付すべき助成金額の確定があった後においても準用する。

(庶務)

第16条 この要綱に基づく助成金等に関する事務は、地域福祉担当課において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金等の交付に関する必要な事項は、支会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年1月27日から施行する。
- 2 この要綱は、共同募金の配分金の状況や助成団体の活動状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。
- 3 福祉団体運営補助金交付要領、ボランティア団体助成金交付要綱は平成27年1月27日をもって廃止する。